

# 訓令

## 埼玉県訓令第十五号

環

境

部

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程の一部を改正する訓令

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程（平成五年埼玉県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。